

事務当局説明資料

検討事項3「公判及び公判前整理手続の在り方」に関する議論の状況

1 証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

(1) 分かりやすい公判の在り方

- 弁護人の訴訟活動が分かりにくい場合があるとの指摘がヒアリングでなされたので、その点に関する弁護士会全体での対応を検討する必要があるのではないか。
- 研修等を充実させて、日弁連全体で分かりやすい公判に取り組んでいきたい。

(2) 裁判員裁判における法廷通訳の在り方

- 全体として通訳人のレベルを向上させるとともに、均一化を図る必要がある。
- 地方での通訳人の確保も検討課題なのではないか。
- 裁判員裁判に特有の問題として、集中審理による通訳人の負担が考えられる。
- 裁判所において、通訳人を対象とした研修の充実や、通訳人確保に向けた大使館への広報活動、学校との連携等に取り組んでいる。
- 地方での通訳人確保に関しては、全国の通訳人が記載された通訳人候補者名簿を各地方裁判所において利用することができるため、地方での通訳人確保が可能となっているほか、構外ビデオリンク制度の活用により遠隔地からの法廷通訳が可能である。
- 冒頭陳述や取り調べる証拠の内容、主尋問・主質問における尋問・質問事項、論告・弁論については、事前に通訳人に書面を渡して通訳の準備をしてもらうなどの工夫をしている。

(3) いわゆる刺激証拠の取扱い

- 裁判員が過度に感情を揺さぶられ、事実認定あるいは量刑の判断がゆがんでしまう可能性がある。
- 裁判員の精神的負担が大きい。
- 立証趣旨との関係で必要性や相当性が吟味される必要はあるものの、刺激証拠であることを理由に証拠採用を制限するのであれば、裁判官裁判であれば裁判官が見るであろう証拠を、なぜ裁判員は見なくてよいのかの説明が必要である。
- 裁判員の精神的負担を軽減する配慮は必要であるが、広く刺激証拠として、なるべく見せないという運用が原則化することには問題がある。
- 被害者の立場としては、写真で事実をよく見て判断してもらいたい。
- 国民の感覚を裁判に取り入れることが裁判員裁判の意義なのであるから、裁判員の感情が揺さぶられることを理由に刺激証拠を取り調べないというのは、その意義に反している。感情が揺さぶられたとしても、その後の評議等を経て公正な判断に至ることができるはずである。

(4) 録音・録画記録媒体の実質証拠としての取調べ

- 取調べは、密室において弁護人の立会いもなく、法廷とは異なり尋問

- のルールもなく、被疑者という不安定な立場で責任を一方的に追及される中で行われるものであり、自白に至った背景事情が分かりにくい。
- 例えば取調べの中で被疑者が涙を流しながら供述をする様子を見て、その意味を正しく判断することは難しく、かえって判断を誤らせる危険性が高い。録音・録画を法廷で取り調べた場合、一般的に無実の人が進んで自白をするはずがないというバイアスによって、判断者が、主観的、感覚的な判断を行ってしまう危険性が典型的にある。
 - 犯人性・犯行態様・故意・責任能力のいずれの立証に当たっても、客観証拠が重視されるべきであり、録音・録画記録媒体を実質証拠として用いる必要があるのか疑問であるし、それを見て裁判員が何を判断するののかも疑問である。
 - 「録音・録画された被疑者の態度や発言の様子を見て、その意味を正しく評価できるか疑問である」との意見を前提とすると、録音・録画記録媒体は、被疑者供述の任意性を判断するための証拠としても危険であるということになってしまい、平成28年の刑事訴訟法改正によって、録音・録画制度が導入された趣旨に反する。
 - 刑事訴訟法は、一定の要件の下で被告人の捜査段階の供述を証拠とすることを認めているため、供述調書を証拠として使用することも考えられるが、供述調書は、その作成時点での被疑者の供述のみが記録されているものであるのに対し、録音・録画記録媒体は、それまでの取調べの経緯や、取調官の発問、被疑者の供述態度等がありのまま記録されていることから、捜査段階の供述を証拠とする場合の最良証拠である。

(5) いわゆる手続二分論

- 争いのある事件については、犯罪事実に関する立証及び評議を先行させ、それについての判断を示した後、専ら情状に関する審理を行うべきである。
- 犯罪事実に関する証拠調べと専ら情状に関する証拠調べの間に休廷を設けたり、裁判官から十分な説明を行ったりすることで、現在の運用においても、裁判員がそれらを混同することを避けることができている。
- 犯行態様や結果、動機等は、犯罪事実であると同時に重要な情状事実でもあり、そもそもそれらを切り離すことはできない。
- 手続を二分すると、被害者や証人が2回にわたって出廷する必要が生じ得るため、負担が大きくなる。

2 公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

- 否認事件の割合の増加、電子メールや防犯カメラ映像等の証拠の開示、統合捜査報告書の作成・検討などに時間と手間がかかっている。
- 早期に法曹三者で打合せを行い、公判期日を仮予約するなどの工夫がされている。
- 証拠開示については、任意開示による対応や、開示された証拠の迅速な精査・検討のための検察官と弁護人の連携による運用上の工夫がされている。